

高知くらしの護身術

467

「188」

最寄りの相談窓口へ

(2018年5月22日掲載原稿)

全国には、消費生活センターが800カ所以上あり、センターがない市町村であっても消費生活相談窓口が設置されています。

相談窓口や連絡先を知らない消費者も多いと思いますが、2015年7月から消費者ホットラインの電話番号が全国共通「188（いやや）」になっていますので、覚えておいてください。

「188」は、年末年始を除いて、土日祝日を含めて原則毎日ご利用いただけます。

使い方は簡単。188を押した後、案内に従って郵便番号を入力すれば、消費生活センターか、市町村の消費生活相談窓口につながります。

また、操作が分からない場合でも、しばらくそのまま待っていれば、最寄りの相談窓口につながるので安心してください。

通話料金は相談者の負担となりますが、相談窓口につながった時から発生します。

「消費生活センターに相談しようとして、インターネットで検索した番号に連絡したら、民間の相談窓口につながり、相談料を請求された」という相談もありますが、「188」なら民間の窓口につながることはありません。

相談料は無料、秘密厳守で、商品・サービスの契約トラブルや悪質商法による被害のほか、製品や食品、サービスによる事故など、さまざまな相談ができます。

消費生活トラブルの解決には、早めの相談が有効です。消費生活で困ったときは、一人で悩まず、身近な消費生活センターや消費生活相談窓口に確実につながる「188」をご利用ください。